

**経済産業省**

Ministry of Economy, Trade and Industry

【令和3年9月17日】火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について（針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品）

本件の概要

2021年9月17日

これまで火工品として火薬類取締法の規制を受けていた「針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針無し注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）」及び「針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器」について、本年2月に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）に基づき審査を行ったところ、一定の要件下においてその安全性が確認され、火薬類取締法の適用除外の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行いました。

56KB

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第百七号）（PDF形式：0KB） 

第8回 産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ 

「第百七号」の間違い！

「第百七号」は昨年の適用除外火工品の告示番号。

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1870

○経済産業省告示第二百三十三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年九月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇三十九 〔略〕 四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。 ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。 ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	一〇三十九 〔新設〕 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。	四十一 針なし注射器用アクチュエーターに 用いるガス発生器であつて、次の要件を満 たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に 限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であ ること。 ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする 火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以 下であること。 ハ 電気点火により、ガスを発生させて針 なし注射器用アクチュエーター内のピス トンを押し出す構造であること。 ニ ケースはアルミニウム合金その他の合 金製であること。 ホ 外殻は、防錆性を有する材質であるこ と。 ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造 であること。 【新設】
------------------------	---